

## 社会福祉法人神栖市社会福祉協議会職員の分限に関する規則

令和6年4月1日  
神社協規則第9号

### (目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人神栖市社会福祉協議会（以下「本会」という。）事務局職員就業規則第47条、本会常勤職員就業規則第44条及び本会非常勤職員就業規則第43条の規定に基づき、職員の分限について、職員の意に反する降任、解雇及び降給の手続き及び効果に関する事項を定め、もって分限の公正を確保することを目的とする。

### (降給の種類)

第2条 降給の種類は、降格(職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)及び降号(職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。)とする。

### (降格の事由)

第3条 会長は、職員が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当し、必要があると認められる場合は、当該職員を降格するものとする。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれかを降格させるかは、会長が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。

#### (1) 次に掲げる事由のいずれかに該当する場合

ア 職員の人事評価又は勤務の状況を示す事実に基づく勤務実績の評価の結果が事務局職員就業規則第44条、本会常勤職員就業規則第41条及び本会非常勤職員就業規則40条の規定に基づき会長が定める基準に照らして最下位の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績が良くないと認められる場合において、指導その他の会長が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績が良くない状態が改善されないときであって、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。

イ 心身の故障があると診断され、その故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかな場合

ウ 前2号に掲げるもののほか、職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の会長が定める措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき。

#### (2) やむを得ない理由により本会の事業を縮小するとき。

### (降号の事由)

第4条 会長は、職員の人事評価又は勤務の状況を示す事実に基づく勤務実績の評価の結果が事務局職員就業規則第44条、本会常勤職員就業規則第41条及び本会非常勤職員就業規則第40条の規定に基づき会長が定める基準に照らして最下位の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績が良くないと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であって、指導その他の会長が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績が良くない状態が改善されない場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降号することができるものとする。

### (降任、解雇及び降給の手続)

第5条 職員の降任、解雇又は降給の処分は、その旨を記載した書面を職員に交付して行わせなければならない。

(分限の手續)

第6条 会長は分限を行うに当たっては、次条に規定する分限審査会の意見を聞かなければならない。

(分限審査会)

第7条 職員の分限を適正に行うため、分限審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、会長の諮問に応じ分限の対象となるべき事由の存否等について調査し、前条に規定する分限の可否及び程度について審査を行うものとする。

(審査会の組織)

第8条 審査会は、委員長及び委員若干名で組織する。

2 委員長は、副会長をもって充てる。  
3 委員は、会長が理事及び職員のうちから任命する。

(委員長)

第9条 委員長は、委員会の事務を総理し、会議の議長となり、会議を掌理する。

2 委員長に事故あるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第10条 審査会は、委員長が招集する。

2 審査会は、委員長を含め委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。  
3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。  
4 委員は、自己若しくは配偶者または4親等内の親族に関する審査については、その議事に参与することはできない。  
5 審査会は非公開とする。

(関係者からの意見の聴取)

第11条 審査会は、必要があると認めたときは、分限の対象となっている職員及び関係者から意見若しくは説明を聴き、または審査に必要な資料の提出を求めることができる。

(委員の服務)

第12条 審査会の委員は審査に関する秘密を漏らしてはならない。またその職を退いた後も同様とする。

(報告)

第13条 委員長は、審査会において決定した事項及び会議のてん末について、文書により速やかに会長に答申しなければならない。

(庶務)

第14条 審査会の庶務は、本所福祉活動推進センターにおいて処理する。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、規則の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。